

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー(16670000)

山八 FGダイヤモンド

【形状・構造及び原理等】

1) 成分

- ①作業部：ダイヤモンド、ニッケル（ダイヤモンド固着層）
②軸部：ステンレス

2) 形状、構造



3) 最大回転数

450,000rpm	301,C1,440SS,440S,C40
300,000rpm	B3,101,102R,103R,105R,104,A18, BR20,MI09R,MI11R
160,000rpm	144
100,000rpm	B18ff,BS16ff,102Rff,104ff

【使用目的又は効果】

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

【使用方法等】

歯科用ハンドピースに装着し、回転させて歯牙、骨等の硬組織の研削や金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削を行う。

【使用上の注意】

1) 使用上の注意

- ①本品をハンドピース(タービン)等の器具に取り付ける際は、メーカーの指示に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないこと、確実にロックされていることを確認すること。
- ②損傷、変形(サビ、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
- ③使用する前に口腔外で予備回転させ、振動、音、温度(発熱)等に異常を感じたら使用を中止すること。
- ④購入時は未滅菌であるため、使用前に必ず洗浄・滅菌を行い、次回からの使用時にも同様に行うこと。(滅菌法：オートクレーブ滅菌)

- ⑤使用後は直ちに医療用洗剤とブラシ等を使用して洗浄し、付着した体液・生体組織等の異物を完全に洗い落とすこと。
- ⑥本品を使用する際には、目の損傷を防ぐため及び粉塵による人体への影響を避けるため保護メガネ、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ⑦注水下で使用すること。
- ⑧本品の加工・改造は行わないこと。
- ⑨指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ⑩無理な角度、過度の圧力での使用は避けること。
- ⑪バーの着脱は回転が確実に止まってから行い、手指を傷つけないように注意すること。
- ⑫本品の使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。

2) 重要な基本的注意

- ①本品に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある患者には、使用しないこと。
- ②本品に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けること。
- ③本品に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないこと。
- ④本品に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合は、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・高温、多湿、直射日光及び水濡れを避け室温で保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：山八歯材工業株式会社
電話番号：0533-57-7121
FAX番号：0533-57-1764
e-mail：box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者：株式会社サンテクノ